

尾張旭市防犯灯の設置、器具取替及び維持管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付する防犯灯の設置、器具取替及び防犯灯維持管理補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、次条に規定する事業に助成を行うことにより、維持管理費の削減及び犯罪が起きない生活環境づくりを図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業の名称及び概要は、次の表に定めるとおりとする。

名称	補助対象事業の概要
防犯灯設置事業	連合自治会、自治会、町内会等が防犯灯を設置した場合に補助金を交付する。
防犯灯器具取替事業	連合自治会、自治会、町内会等が維持管理している防犯灯の器具取替えをした場合に補助金を交付する。
防犯灯維持管理事業	連合自治会、自治会、町内会等が維持管理している防犯灯に、当該年度の8月1日現在の維持管理灯数に応じて補助金を交付する。

(交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、連合自治会、自治会、町内会等（以下「自治会等」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象経費は、防犯灯の設置費、防犯灯の器具取替費及び防犯灯維持管理費とする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は別表のとおりとし、当該区分に応じて定める額（10円未満切捨て）を予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 この補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助金交付申請書兼実績報告書に領収書の写しその他補助対象経費に係る支出の内容が確認できる書類を添えて、防犯灯設置事業及び防犯灯器具取替事業についてはその都度、防犯灯維持管理事業については当該年度の市長の定める日までに、次の

各号に掲げる事業について、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯灯設置事業 防犯灯設置補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
 - (2) 防犯灯器具取替事業 防犯灯器具取替補助金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）
 - (3) 防犯灯維持管理事業 防犯灯維持管理補助金交付申請書兼実績報告書（第3号様式）
- （交付決定及び通知）

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、防犯灯設置事業及び防犯灯器具取替事業については防犯灯設置及び器具取替補助金交付決定通知書兼確定通知書（第4号様式）、防犯灯維持管理事業については防犯灯維持管理補助金交付決定通知書兼確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた自治会等からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（維持管理）

第10条 自治会等は、補助金の交付を受けた防犯灯については、定期的に点検し維持管理しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

種類	区分			補助金額
防犯灯設置事業	連合自治会、自治会、町内会等が防犯灯を設置した場合	既設電柱に設置した場合	LED灯20W型相当	補助対象経費の1/2 (1灯につき上限16,000円)
			LED灯32W型以上相当	補助対象経費の1/2 (1灯につき上限22,000円)
	専用柱により設置した場合	LED灯20W型相当	補助対象経費の1/2 (1灯につき上限37,000円)	
		LED灯32W型以上相当	補助対象経費の1/2 (1灯につき上限43,000円)	
防犯灯器具取替事業	連合自治会、自治会、町内会等が維持管理している防犯灯の器具取替えをした場合		LED灯20W型相当	補助対象経費の1/2 (1灯につき上限13,500円)
			LED灯32W型以上相当	補助対象経費の1/2 (1灯につき上限19,000円)
防犯灯維持管理事業	連合自治会、自治会、町内会等が維持管理している防犯灯 (8月1日現在の維持管理灯数)			1灯につき1,700円

第1号様式（第7条関係）

防犯灯設置補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

尾張旭市長 殿

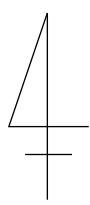
自治会等名称
代表者住所
氏名

次のとおり防犯灯を設置したので、補助金の交付を申請します。

交付申請額 円

番号	設置月日	工事施行業者	設 置 の 別		電柱番号	防 犯 灯 形 式	※確認
1	月 日		既 設 電 柱	専用柱			
2	月 日		既 設 電 柱	専用柱			
3	月 日		既 設 電 柱	専用柱			
4	月 日		既 設 電 柱	専用柱			
5	月 日		既 設 電 柱	専用柱			
補助対象経費					円（税込）		
備考	1 交付申請額は、補助対象経費の1/2に相当する額を記入すること（上限あり。10円未満切捨て）。 2 設置の別は、該当する方を○で囲むこと。 3 電柱番号は、既設電柱に設置した場合はその電柱番号を、専用柱に設置した場合は引込みをした電柱の電柱番号を記入すること。 4 防犯灯形式は、メーカー・形式番号等を記入すること。 5 ※確認欄は、記入しないこと。 6 設置費を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）を添付すること。						

防犯灯設置場所略図（設置場所に赤丸印をつけて表示すること。）



第2号様式（第7条関係）

防犯灯器具取替補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

尾張旭市長 殿

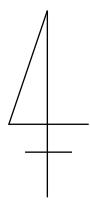
自治会等名称
代表者住所
氏名

次のとおり防犯灯の器具を取り替えたので、補助金の交付を申請します。

交付申請額　　円

番号	取替月日	工事施行業者	設 置 の 別		電柱番号	防 犯 灯 式	※確認
1	月 日		既電	設柱	専用柱		
2	月 日		既電	設柱	専用柱		
3	月 日		既電	設柱	専用柱		
4	月 日		既電	設柱	専用柱		
5	月 日		既電	設柱	専用柱		
補助対象経費					円（税込）		
備考	1 交付申請額は、補助対象経費の1/2に相当する額を記入すること（上限あり。10円未満切捨て）。 2 設置の別は、該当する方を○で囲むこと。 3 電柱番号は、既設電柱に設置した防犯灯の器具取替えをした場合はその電柱番号を、専用柱に設置した防犯灯の器具取替えをした場合は引込みをした電柱の電柱番号を記入すること。 4 防犯灯形式は、メーカー・形式番号を記入すること。 5 ※確認欄は、記入しないこと。 6 取替費を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）を添付すること。						

防犯灯器具取替場所略図（取り替えた場所に赤丸印をつけて表示すること。）



第3号様式（第7条関係）

防犯灯維持管理補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

尾張旭市長 殿

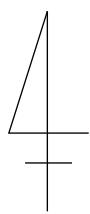
自治会等名称
代表者住所
氏名

次のとおり防犯灯を維持管理しているので、補助金の交付を申請します。

交付申請額 円

番号	設置の別		電柱番号	維持管理している自治会等の名称	※確認
1	既電	設柱	専用柱		
2	既電	設柱	専用柱		
3	既電	設柱	専用柱		
4	既電	設柱	専用柱		
5	既電	設柱	専用柱		
6	既電	設柱	専用柱		
7	既電	設柱	専用柱		
8	既電	設柱	専用柱		
9	既電	設柱	専用柱		
10	既電	設柱	専用柱		
備考	<ol style="list-style-type: none">設置の別は、該当する方を○で囲むこと。電柱番号は、既設電柱に設置してある場合はその電柱番号を、専用柱に設置してある場合は引込みをした電柱の電柱番号を記入すること。※確認欄は、記入しないこと。直近の電気料金を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）を添付すること。				

維持管理している防犯灯の設置場所略図（番号を付けて表示すること。）



第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

自治会等
会長 様

尾張旭市長 印

防犯灯設置及び器具取替補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月中に交付申請のありました防犯灯設置及び防犯灯器具取替補助金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

金 円
<内訳 円 × 灯 >

2 補助金交付日

月 日に指定の口座へ振込みの予定です。

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

自治会等
会長 様

尾張旭市長 印

防犯灯維持管理補助金交付決定通知書兼確定通知書

先に交付申請のありました 年度防犯灯維持管理補助金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

金 円
<内訳 円× 灯>

2 補助金交付日

月 日に指定の口座へ振込みの予定です。